デイサービスセンターわたぼうし重要事項説明書

〈2024年6月1日〉

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話　　0867-44-5311　（午前9時～午後5時まで）

担当　　生活相談員　　　立川　由佳

＊ご不明な点は、なんでもおたずね下さい。

2. デイサービスわたぼうしの概要

(1) 送迎できる範囲

名　　　　称	指定通所介護施設　デイサービスセンターわたぼうし
所　在　地	岡山県真庭市本郷1825-6番地
事業所番号	3373400823
送迎サービスを 提供する対象地域	真庭市内（旧勝山町、旧美甘村、旧湯原町、旧久世町） ＊上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（２）職員の体制

	資　格	専従	兼務	業務内容	
管　理　者	社会福祉主事任用 介護福祉士		1名	統括	
生活相談員	社会福祉主事任用 3科目主事		2名 1名	生活相談	
看　護　師 機能訓練指導員	看護師・准看護師 理学療法士（看護師）	1名 1名		健康管理 生活リハビリ 個別機能訓練	
介護職員	介護福祉士 実務者研修終了 初任者研修終了 ヘルパー2級	4名	2名	介護一般	

（３）センターの設備等

定　　　員	40名
食堂兼機能訓練室	1室136.81㎡
浴　　　室	一般浴槽　　特殊浴槽
静　養　室	1室
相　談　室	1室
送　迎　車	6台以上

（4）営業日

営 業 日 定休日	月曜日　火曜日　水曜日　木曜日　金曜日　土曜日(祝日も含む) 日曜 ８月お盆２日間と 12 月 30 日から１月 3 日までを除く毎日
営業時間	8：15～17：15（サービス提供時間 9：30～15：40）

3. 提供するサービス内容

生活リハビリ	集団体操、嚥下体操、個別機能訓練を実施します。
レクリエーション	利用者様の好みに添った遊びを取り入れながら生活の機能向上をはかります
生　活　相　談	お困りの事は何でもご相談下さい。
食　　　　事	利用者様の希望を取り入れた食事の提供をします。
入　　　　浴	利用者様の身体状況に添った入浴を実施します。
送　　　　迎	身体機能に合わせた送迎車で安全性に留意し送迎します。

4. 料金

（1）介護保険給付サービス（法定給付サービス）

通常規模型通所介護費

＜サービス利用料＞　所要時間 6 時間以上 7 時間未満

介　護　度	1 日あたりの利用料 (介護報酬額)	1 日あたりの自己負担額 (介護保険適用時)
要介護度 1	5,840 円	584 円
要介護度 2	6,890 円	689 円
要介護度 3	7,960 円	796 円
要介護度 4	9,010 円	901 円
要介護度 5	10,080 円	1,008 円

介護予防通所介護費

＜サービス利用料＞

介　護　度	1 ヶ月あたりの利用料 (介護報酬額)	1 ヶ月あたりの自己負担額 (介護保険適用時)
要支援 1	17,980 円	1,798 円
要支援 2	36,210 円	3,621 円

通常規模型通所介護

＜加算項目＞

加算区分	1回あたりの利用料	1回あたりの自己負担額
入浴加算	400円	40円
サービス提供体制 強化加算	180円	18円
個別機能訓練加算Ⅰロ (機能訓練士が2名の場合)	850円	85円
個別機能訓練加算Ⅰイ (機能訓練士が1名の場合)	560円	56円
	1ヶ月あたりの利用料	1ヶ月あたりの自己負担額
科学的介護推進体制加算	400円	40円

介護予防日常生活支援総合事業

＜加算項目＞

加算区分	1ヶ月あたりの利用料	1ヶ月あたりの自己負担額
サービス提供体制 強化加算	要支援 1　　720円 要支援 2　1,440円	72円 144円
科学的介護推進体制加算	400円	40円

＊　利用料は介護報酬額の1割・2割または3割です。

＊　お客様が要支援・要介護認定を受けていない場合、居宅サービス計画が作成されていない場合はサービス利用料金を全額いったん支払うものとします。

介護職員処遇改善加算Ⅲ　　　　所定単位数×8%

（2）介護保険給付外サービス（法定外給付サービス）

＜その他の費用＞

食　費	650円／食
地域外送迎料金（区域外より）	40円／片道1ｋｍ
時間外利用料金(要支援の方は含まない) ―7時間超え1時間毎―	要介護1　：　800円 要介護2　：　1,000円 要介護3　：　1,100円 要介護4　：　1,200円 要介護5　：　1,300円
おむつ代	紙おむつ　：80円／枚 リハビリパンツ　：　80円／枚 尿とりパット　：30円／枚
その他、利用者が負担することが適当と認める費用。	

（３）キャンセル規定

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料が必要です。

① 利用日の前営業日午後５時までにご連絡いただいた場合	無料
② 利用日の当日午前８時 00 分以降にご連絡いただいた場合	無料
③ ご利用日来所され体調不良・急変時サービスを中止した場合	食費

＊ 体調不良等、正当な事由がある場合はこの限りではありません。

＊ ８時 00 分より電話連絡が可能となります。

(4) 利用料金の支払方法

月末〆で毎月 **15 日**金融機関口座引き落とし、又は、月末〆での現金支払いとなります。

＊ＪＡのシステム都合により引落日が 1〜2 日後になることがあります。

＊その他のお支払い方法につきましてはご相談下さい。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

居宅介護支援事業所よりサービス提供の依頼を受けた後、当センター職員が伺い、契約を結び、通所介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の１週間前までに文書でお申し出ください。なお、文書は当方で用意してありますので、必要なときにはお申しつけください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

当センターのやむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の文書がなくても自動的にサービスを終了いたします。

・ お客様が介護保険施設等に入所した場合
・ 介護保険給付サービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立と認定された場合
・ お客様がお亡くなりになった場合や被保険者資格を喪失した場合

④ その他

詳細につきましては、「契約書　第六章　契約の終了」　をご覧下さい。

6　当センターの通所介護サービスの特徴等

（1）運営の目的及び方針

事業の目的

デイサービスセンターわたぼうしは介護保険の理念に基づき利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るように支援するとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

基本理念

多年にわたり社会に貢献された利用者の皆様を敬愛し、一人一人の個性を尊重しながら、生きがいの持てる在宅生活の一助となれるよう心温かなサービスの提供を目指す。

7　緊急時の対応

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、緊急連絡先、利用者の主治医、または事業者の協力医療機関への連絡を行います。

ご　家　族	氏　名	
	連絡先	
主　治　医	氏　名	
	連絡先	
協力医療機関	氏　名	特定医療法人　勝山病院
	連絡先	（0867）44-3161

8　事故発生時の対応

- サービス提供中に事故が発生した場合は、市町村、当該利用者のご家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡するとともに必要な措置を講じます。また、すみやかにその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を実施します。

- ご利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は速やかに賠償します。
  当事業所は「株式会社　損害保険ジャパン」と損害賠償保険契約を結んでおります。
- 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

9　サービス内容に関する苦情申立先

当センターご利用相談室	窓口担当者	立川　由佳
	利用時間	9：00～17：00
	利用方法	電話（0867）44-5311　、面接
苦情申立機関	担当窓口	真庭市役所　高齢者支援課
	電　　話	（0867）42-1074

10　第三者評価の実施状況　　　実施していない

11　非常災害対策

防 火 設 備	消火器　・　自動通報装置
防 災 訓 練	年 1 回実施
防火責任者	美甘　享

12　当事業所の概要

名称・法人種別	特定医療法人　美甘会
代表者役職・氏名	理事長　竹内義明
所在地	岡山県真庭市本郷 1819
連絡先	電話（0867）44-3161
定款の目的に定めた事業	訪問介護 訪問看護 短期入所療養介護 居宅介護支援 介護老人保健施設
併設施設	勝山病院 介護医療院わたぼうし わたぼうし居宅介護支援事業所 訪問看護ステーションわたぼうし 訪問介護ステーションわたぼうし 看護小規模多機能型居宅介護支援事業所わたぼうし

附則　　この規定は、平成 25 年 7 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 25 年 10 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 25 年 11 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 30 年 11 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
この規定は、2019 年 10 月 1 日より施行する。
この規定は、2021 年 4 月 1 日より施行する。
この規定は、2022 年 4 月 1 日より施行する。
この規定は、2022 年 10 月 1 日より施行する。
この規定は、2023 年 1 月 1 日より施行する。
この規定は、2023 年 5 月 1 日より施行する。
この規定は、2023 年 10 月 1 日より施行する。
この規定は、2024 年 4 月 1 日より施行する。
この規定は、2024 年 6 月 1 日より施行する。

令和　　　年　　　月　　　日

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対し契約書および本書に基づいて重要事項を説明しました。

事業者　　所　在　地　　岡山県真庭市本郷 1825-6
名　　　称　　デイサービスセンター　わたぼうし
説明者氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明をうけました。

利用者　　住所　　真庭市

氏名

（代理人）　住所

氏名